

防府市自治会等一斉清掃に伴う土砂等処理実施要領

平成26年2月17日制定

(目的)

第1条 市内各自治会、町内会又は自治会連合会（以下「自治会等」という。）の主導により実施される地域の一斉清掃に伴い搬出された土砂、草木及びガレキ（以下「土砂等」という。）の収集運搬にあたり、運搬車両及び積込作業員を調達できない自治会（野島を除く。）に対して、市において廃棄物収集運搬業者を選定し、各地区から搬出された土砂等の収集運搬（運搬車両及び作業員を使用し、地区により搬出された土砂等の集積場所へ赴き、その土砂等を積込み市の指定する場所へ搬入する。）を行うことにより、地域の環境美化及び保全に資することを目的とする。

(申請の手続き)

第2条 土砂等の収集運搬を希望する自治会等は、土砂等処理依頼申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に土砂等の集積箇所を記入した見取図（以下「見取図」という。）を添付して、実施日の4日前までに市長へ提出するものとする。申請者は、自治会等の長又は自治会等における環境部門の長とする。

(受理書の交付)

第3条 市長は、提出された申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、土砂等処理依頼申請受理書（第2号様式）を申請者に交付しなければならない。

(利用回数)

第4条 市長は、予算の範囲内で業務を行うものとし、その利用回数は、自治会等ごとに年2回までとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 下水道が普及していない地域で、水路の清掃が頻繁に必要であると認められる場合
- (2) 清掃区域が広域であるため、複数回に分けて清掃を実施する必要がある場合
- (3) その他やむを得ない事情があるとして市長が認めた場合

(管理表への記載)

第5条 市長は、申請書を受理したのち、速やかに土砂等処理依頼管理表（第3号様式）へ必要事項を記載するものとする。

(収集運搬事業者への依頼)

第6条 市長は、申請書を受理したのち、速やかに収集運搬事業者へ申請書と見取図を送付し、土砂等の収集を依頼するものとする。

2 収集運搬事業者は、各自治会等の実施日から4日以内に土砂等を収集するものとする。

(土砂等の処理)

第7条 収集運搬事業者は、収集した土砂は防府市一般廃棄物最終処分場へ、草木とガレキは防府市クリーンセンターへ搬入するものとし、搬入の際は、防府市クリーンセンター職員の指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。